

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤 芳久
(公 印 省 略)

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務
処理要綱の一部改正について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜り
ありがとうございます。

近年における違反行為等の実情を踏まえ、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工
事事業者の違反行為に係る事務処理要綱を下記のとおり、本日付けで改正したので通
知します。

つきましては、別途、同時通知いたしました坂水給発第1088号企業長通知と併
せてご確認のうえ、適正な給水装置工事の施行に努めていただくようお願いします。

記

1 改正内容

- (1) 別表第1中5(3)ウにおける違反点数150点付与の対象規定を「工事期
間経過後に再申請等の手続きを行わず無断で舗装本復旧工事を施行したとき」
に改めました（平成30年5月15日付け坂水給発第420号における指導通
知書の内容を同要綱において規定しました。）。
- (2) 別表第1中6 規程第15条の規定に違反したときの項目に「給水装置工事
に伴う道路掘削工事の手直し等の改善命令に従わないとき」（違反点数150点）
を加えました。
- (3) 別表第1中7 規程第17条に規定する企業長の求めに対し正当な理由なく
これに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときの項目に「舗装
本復旧の工事写真をしゅん工から30日以内に提出しないとき」（違反点数70
点）を加えました。
- (4) 所要の文言整理を行いました。

2 その他

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要
綱につきましては、当企業団ホームページにおいて確認できますが、本改正内容
が反映されるまで時間を要するため、ご注意ください。

問合せ先
坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当
049-283-1954